

大蔵委員会議録 第六号

昭和三十一年二月十四日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事高見 三郎君 理事藤枝 泉介君

理事石村 英雄君 理事春日 一幸君

生田 宏一君 遠藤 三郎君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 川島正次郎君

小西 寅松君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 中山 榮一君

夏堀源三郎君 古川 文吉君

保利 茂君 坊 秀男君

前田房之助君 有馬 輝武君

石山 權作君 井上 良二君

竹谷源太郎君 橋本 重吉君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵事務次官 山手 満男君

大蔵事務官 (管財局長) 正示啓次郎君

委員外の出席者

大蔵事務官(日本 大月 高君)

専売公社監理官

運輸事務官(鉄道 深草 克己君)

監督局国有鉄道 日本国有鉄道理 石井 昭正君

事(総理局長) 専門員 椎木 文也君

二月十一日

委員竹谷源太郎君辞任につき、その補欠として山花秀雄君が議長の名で委員に選任された。

同月十三日

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として足鹿覺君が議長の名で委員に選任された。

同月十四日

委員足鹿覺君及び山花秀雄君辞任につき、その補欠として春日一幸君及び竹谷源太郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事春日一幸君同月十三日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

二月十日

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第二十九号)

同月十一日

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三十二号)

同月十三日

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第三十七号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

同月十日

奄美群島の黒糖に砂糖消費税法適用除外に関する請願(池田清志君紹介)(第四五九号)

揮発油税率引上げ反対に関する請願(五島虎雄君紹介)(第四八七号)

営業用採用自動車に対する物品税撤廃に関する請願(五島虎雄君紹介)(第四九〇号)

互助組合掛金の非課税に関する請願(横路節雄君紹介)(第五五三号)

関税定率法の一部改正に関する請願(橋本渡君紹介)(第五五四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第十四号)

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第二十九号)

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三十二号)

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第三十七号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

国有財産に関する件

○松原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に、まず御報告いたしておきます。去る十一日通信委員会より、近く政府より提出を予定されている物品税法の一部を改正する法律案に、これを印刷して諸君のお手元に配付いたしておきましたから、御検討を願っておきます。

○松原委員長 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事でありました春日一幸君が昨十三日一たん委員を辞任いたしましたことありますので、理事が一名欠員となっております。この際理事の補欠選任を行いたいと存じますが、その方法は、先例によりまして委員長において御指名するに御異議はありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めます。それでは、委員長におきましては理事に春日一幸君を御指名いたします。

○松原委員長 次に、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案及び日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○井上委員 前会に引き続きまして、製造たばこの定価改定に関する法律案、三質問をいたしておきたいと思ひます。

今回政府は、新しくいこいを二十本五十円の価格で発売をされるのでありますが、この二十本五十円のいこいと、現在発売されております新生二十本四十円、これと中身は一体どう変わっておりますか。具体的にその中身に使つてあります原料の内容及び包装、工賃の内容等の比較を御説明を願ひたい。

○大月説明員 ただいまのお話にございました、いこいの品質の問題でございますが、いこいの葉組みにつきまして申し上げますと、内地産の黄色種六五%、それから在来種三五%という割合になっております。それから香料につきましては、沖縄向けの輸出にチェリーというのを今出しております。これは特別の輸出用のたばこでございますが、非常に評判がよろしゅうございまして、それに使つております香料は、第七号香料でございます。これを御用意になつております。規格といひましては、光、パールと同じような大ききでございまして、包装は、特に近代的なアメリカ型のH字型二重包装と申しておりますが、ラッキーストライク、ああいうようなもの、それからただいま売り出しております二十

本入りパールがございしますが、ああいうような格好の包装にしたい、こういうこととございします。なお新生の葉組は、内地産の黄色種六〇%、在来種三五%、それからインド葉を五%入れてあるところが違っておるわけとございします。内地産の葉につきまして、いこいは特に上の方の品種を使い、御存じのように、等級が七階級ばかりございします、そのうちの新生より上の方の葉組を使い、こういうようになつております。

○井上委員 そうすると、ただ香料をいこいの方にはちよつと張り込んでおると、高級葉が五%よけい入つておるといふだけで、十本で五円も高く売るのですか。

○大月説明員 これは、今の香料と葉組の問題がございしますが、各品種につきまして、それぞれ段階的に葉組、香料というものを使うことになつておるわけとございします。その原価につきましては、これによつて五円上るといふわけではございせんので、原価については一円九十七銭上ります。定価については五円上つておる。

○井上委員 問題は、高級たばこが次第に売れ行きが悪くなつてくる。そこで、中級品に大体需要が片寄つていきつとあるというふうな趨勢をにらんで、中級品としてのいこいを今度売ろうというねらいだろふと思ふ。それといま一つは、ちよつと上級品が売れ行きが悪くなつて、極端に新生、あるいは

光等に転換をした需要者を、この新生及び光等を吸われたのでは専売公社の利益が少いというところから、中級品のたるいこい、こういう新しいものを売ろふ、こういうのがねらいだ。そうすると、ここで問題は、新生及びこのいこいの製造計画ですが、その腹がまて、新生をあまり吸わせずに、いこいをよけい吸わそうというのだから、新生はこれからばち品切れをさして、いこいならどこへ行つてもいづつもあるというふうなでこぼこ生産をやめることに、大体明らかでないかと考えられます。そのことは、結局一方において、ピースを五円引き下げておきながら、一方においていこいによつて五円値上げするということに実はなるわけなんです。全くあなたの方の販賣政策いかんによつて、製造計画の変更いかんによつて、現実には、一方ピースは五円下げたけれども、いこいにおいて五円を吸い上げていくというやり方に事実なつていくと見なけりやありませんか、それは、やはりいこい中心の政策に新生を乗りかえそうというやり方でしょう。そうじゃないですか。

○大月説明員 新生といこいの関係でございしますが、本年度の新生の販賣見込みは、大体四百九十四億本、五百億本に近いわけとございします。三十一年度の計画といたしましては、いこいを売出すことによつて、新生は四百八億本、約九十億本ばかり減少という計画を立てております。いこい自体につきましては、百三十八億本の販賣数を予定いたしておるわけとございします。

○井上委員 さらにもう一つ伺いたいのは、専売公社の生産全体のコスト関係は、専売公社の生産に要する経費の割合は、人件費なりその他の関係なりにおいて、一体どういふ割合になつておるかというのを具体的に調べたい。その点一応お伺いしたいと思ひます。

○大月説明員 ただいま手元に具体的な資料を持っておりませんが、計数的にはお答え申し上げかねますが、總体から申しまして、日本のたばこの専売制度は、能率はいいという判定を下しております。先般も、たばこの中央研究所の部長が各国を回りまして、各国の製造の実情を見て参りましたが、その観点から申しまして、公社の生産効率は、能率は上つておるといふことを申しておりました。計数は、公社としては持つておると思ひますが、全体としてはそういうことになつております。

○井上委員 私ども、その他の公社関係の現場、それから他の産業の現場等と比べてみまして、専売公社の内容といふものは、決して悪いものではないと考へます。相当優遇された実情に職員関係は置かれておるはせぬか、われわれは、何も優遇されることに反対をするわけではありませんが、全体のコストの関係をもう少しよく検討しなければなりません。

○井上委員 私ども、今後のたばこの売れ行きといふものは、人口増に伴うものは別といたしまして、国民生活の現状から、おおよそ飽和点に来ておるはせぬか、今後開拓するのは、外地に対して輸出できるかどうかという問題ではないかと考へます。従つて、今後輸出に対するいろいろな計画なり対策を専売公社はとるべきではないかと考へておりますが、これらに対しての準備が進められておるかどうかといふことを伺つておきたい。なおその他いろいろ質問したいことがありますが、たばこの問題が、二、三質問をしなければならぬ問題がありますので、専売公社の関係は、その程度にいたしておきます。

○大月説明員 専売公社のたばこの生産工程とあまり違わぬのではないかと考へます。諸外国のたばこの生産に要する経費の割合は、人件費なりその他の関係なりにおいて、一体どういふ割合になつておるかといふことを具体的に調べたい。その点一応お伺いしたいと思ひます。

○井上委員 私ども、その他の公社関係の現場、それから他の産業の現場等と比べてみまして、専売公社の内容といふものは、決して悪いものではないと考へます。相当優遇された実情に職員関係は置かれておるはせぬか、われわれは、何も優遇されることに反対をするわけではありませんが、全体のコストの関係をもう少しよく検討しなければなりません。

○井上委員 私ども、今後のたばこの売れ行きといふものは、人口増に伴うものは別といたしまして、国民生活の現状から、おおよそ飽和点に来ておるはせぬか、今後開拓するのは、外地に対して輸出できるかどうかという問題ではないかと考へます。従つて、今後輸出に対するいろいろな計画なり対策を専売公社はとるべきではないかと考へておりますが、これらに対しての準備が進められておるかどうかといふことを伺つておきたい。なおその他いろいろ質問したいことがありますが、たばこの問題が、二、三質問をしなければならぬ問題がありますので、専売公社の関係は、その程度にいたしておきます。

○井上委員 私ども、今後のたばこの売れ行きといふものは、人口増に伴うものは別といたしまして、国民生活の現状から、おおよそ飽和点に来ておるはせぬか、今後開拓するのは、外地に対して輸出できるかどうかという問題ではないかと考へます。従つて、今後輸出に対するいろいろな計画なり対策を専売公社はとるべきではないかと考へておりますが、これらに対しての準備が進められておるかどうかといふことを伺つておきたい。なおその他いろいろ質問したいことがありますが、たばこの問題が、二、三質問をしなければならぬ問題がありますので、専売公社の関係は、その程度にいたしておきます。

○井上委員 私ども、今後のたばこの売れ行きといふものは、人口増に伴うものは別といたしまして、国民生活の現状から、おおよそ飽和点に来ておるはせぬか、今後開拓するのは、外地に対して輸出できるかどうかという問題ではないかと考へます。従つて、今後輸出に対するいろいろな計画なり対策を専売公社はとるべきではないかと考へておりますが、これらに対しての準備が進められておるかどうかといふことを伺つておきたい。なおその他いろいろ質問したいことがありますが、たばこの問題が、二、三質問をしなければならぬ問題がありますので、専売公社の関係は、その程度にいたしておきます。

○井上委員 私ども、今後のたばこの売れ行きといふものは、人口増に伴うものは別といたしまして、国民生活の現状から、おおよそ飽和点に来ておるはせぬか、今後開拓するのは、外地に対して輸出できるかどうかという問題ではないかと考へます。従つて、今後輸出に対するいろいろな計画なり対策を専売公社はとるべきではないかと考へておりますが、これらに対しての準備が進められておるかどうかといふことを伺つておきたい。なおその他いろいろ質問したいことがありますが、たばこの問題が、二、三質問をしなければならぬ問題がありますので、専売公社の関係は、その程度にいたしておきます。

○井上委員 私ども、今後のたばこの売れ行きといふものは、人口増に伴うものは別といたしまして、国民生活の現状から、おおよそ飽和点に来ておるはせぬか、今後開拓するのは、外地に対して輸出できるかどうかという問題ではないかと考へます。従つて、今後輸出に対するいろいろな計画なり対策を専売公社はとるべきではないかと考へておりますが、これらに対しての準備が進められておるかどうかといふことを伺つておきたい。なおその他いろいろ質問したいことがありますが、たばこの問題が、二、三質問をしなければならぬ問題がありますので、専売公社の関係は、その程度にいたしておきます。

○井上委員 私ども、今後のたばこの売れ行きといふものは、人口増に伴うものは別といたしまして、国民生活の現状から、おおよそ飽和点に来ておるはせぬか、今後開拓するのは、外地に対して輸出できるかどうかという問題ではないかと考へます。従つて、今後輸出に対するいろいろな計画なり対策を専売公社はとるべきではないかと考へておりますが、これらに対しての準備が進められておるかどうかといふことを伺つておきたい。なおその他いろいろ質問したいことがありますが、たばこの問題が、二、三質問をしなければならぬ問題がありますので、専売公社の関係は、その程度にいたしておきます。

な問題がいろいろございますが、こういふことが全然検討されないで置かれておるといふのは、どういふわけでしょう。これがわれわれの非常に疑問とする点であります。

それからいま一つは、東海道線につばめ、はとというような特急が走り出しましてからずいぶん長い年月がたちますが、これに続く普通急行等の東京―大阪間の輸送時間というものは、その後電化が米原までされておりまする現状から考えても、少しも時間的に短縮されないのはどういふわけでございますでしょうか。運賃はたびたび値上げをいたし、借金は年々ふえていくのに、輸送の時間はちつとも短縮されませんが、一体これはどういふことでしょうか。そういうことをもう少し御検討を願つて、一般利用の乗客並びに国民に納得いくような説明を願いたいのが第二点。この二つをまず答えてもらいましょう。

○松原委員長 国鉄の前に、専売公社の大月監理官から、さっきの残つてゐる質疑に答えてもらいます。

○大月説明員 たばこの輸出の点でございますが、現在各国とも専売制度をとつておるところが多いわけでございます。そこでは、法律によりまして輸入は各国独占といふことになつております。従つて製品たばこを売りに出そうといひましたとしても、自由な競争で制限されておられますので、自由に参りません。ただ先ほど申し上げました沖繩とか、最近では香港は自由市場になつておりますので、新しい意匠をこらしまして、現在売り込みにかかつております。香港市場でうまく売り込みますれば、それが香港を通じて自由に

東南アジア地域には出る可能性がある。そういう意味で、香港へ日本のたばこを、実質上の宣伝を兼ねて販売を今実施をしておるわけでございます。本年度においても相当量を計画いたしております。ただ専売制度のある国につきましては、こちらの實力で自由に出るといふわけに参りませんので、その点だけはむずかしいと思つております。

し、かつ同時にお客さんに対するサービスも確保いたしたいと考えてやつて参っております。各種の点からも十分検討を加え、また先般運輸省に設置されました国鉄経営調査会におきまして、この外郭団体の問題等につきましても、詳細な御検討を願つておりました。この改善方策等も御審議を願ひ、今日その方途にのつとつて、国鉄内におきまして部内団体公正委員会というものを設け、私どもだけの独善でなくして、部外の識者の御意見も十分拝聴いたしまして、国民の皆さんの御疑惑を増すまいように、また同時に利便を増すようにやつて参りたい、かように考えてやつておる次第でございます。また列車の時刻の点についてのお話でございます。時刻でない、早くしろといふことだと呼ぶ者あり、列車のスビード・アップの点でございます。この点につきましては、私どもも懸命の努力をいたしておりました。各線区とも、戦前から見ると相当のスビード・アップを重ねて参つております。(うそを言え、おれは毎日乗つておるのだ)と呼ぶ者あり、もちろん戦前の一番いい状態に比べますと、まだそこまで回復いたしておらない線区もございます。私どももいたしましては、これはできるだけスビード・アップいたしますことが、旅客の利便にもなり、かつ経営上も非常に好結果を来いたしますので、できるだけ努力をいたしたいと思つておるわけでありまして、ただ車両の方だけ変えてみても、線路自体、あるいは線路工作物等におきまして保安度の向上ができません、思ふようなスビード・アップはできないわけでありまして、この点に対して

は、過去におきましても十分努力して、資金を投下して参つたわけでございますが、まだ思ふような資金の投入ができないで、御期待に合ひ得ない点も多々あるかと思つて、まことに遺憾に存じておる次第でございます。

○井上委員 はなはだどうも要領を得ない答弁で、それが政府の態度かもしれないが、弘済会の問題にしても、鉄道の犠牲者を救済するといふことで設けたといふ、その設立当初の趣旨はわれわれ大いに賛成し、大いに激励をすわけですが、現実には運営しておる現状は、その設立当初の趣旨ははるかにあつて飛んでしまつて、犠牲者及びその家族を働かすために、十分社会不安や生活不安がないように、その生活保護、地位を安定させるために働かす場所を提供すること、弘済会を経営しておるのか、それとも、もうけることが目的なのか、どつちなのか。そこを追及されたら、あなたは実際は困つてしまつてしまふ。いいかげんな答弁をしまつていかぬです。この点を、わすかの時間であなただけに追及しておつたら、あなたの方で困るだらうから、さうはこの程度にしておきますけれども、もう少し腹をくくつて――犠牲者を救済しておるというけれども、各駅及び各ターミナルで売つてゐる弘済会のいろいろな事業は、全部犠牲者の家族といふわけじゃありませんでしよう。そうならば、これは一体何のためにやつておるのか、もうけるためだらうといふことがいわれる。もうけた金はどこに行つてゐるか、だれがよけい取るといふことになつてくると、ややこしくなるから何しておきますけれども、スビード・アップの問題でもさうです。

○石井説明員 弘済会あるいは交通公社、いろいろな鉄道の仕事を代行といふか、してゐるような点について、検討がなされておらぬといふお話でございますが、弘済会は、御承知のように鉄道の公傷者、殉職者の遺族、普通鉄道の職場で働くことができなくなつた方や犠牲者の家族の救済をすることが主たる目的で設立されたものでございす。そういう方々に職場を与えらるるにも、旅客に利便をはかるような営業を構内で行つておるわけでございます。それからまた交通公社につきましては、御承知のようにいろいろ旅行に伴ひます各種のあつせんをし、あるいは市中のセンターで、いわゆる駅から離れたところでもお客さんの御便宜をはかる、あるいは鉄道以外の交通機関も一括いたしまして、切符の販売等をするといふような趣旨で、乗車券の販売をいたしておるわけでございます。これらのものにつきましては、いろいろ国会において御検討がございしました。決算委員会あるいは運輸委員会においてもしばしば御検討があつたところでございます。私どももできるだけこの関係を公正にいた

私ども東海道線を利用している者ですが、あつて十分施設や設備の行き届いたところにおいてさえ、少しもスビード・アップされないのではありません。運賃だけは、何かあつたら上げようと思つておつて、ちつともスビード・アップはしない。変な段階だけ設けて、何とかしてよけい金を取らうといふことだけを考へておる。それじゃだめですよ。あなたは経理の方だからしょうがないが、お歸りになつて、運輸関係の人に話しておいてもらいたいのは、先般岐阜の駅構内で貨物列車が衝突して、この衝突した結果の跡始末は、一体どういふことをやつてゐるんです。駅構内で衝突してゐるんですよ。後続列車が詰めておる。大垣に連絡が来たのは、一体何時だと思つていらつしやる。わずか三、四十分で行きます大垣の駅に連絡が参りましたのは、十二時半に列車が衝突した、かようなことで列車が衝突したらしい、しかも復旧の見込みはわかりませんといふ連絡が大垣駅へ入りましたのが二時半です。それからこれから先に対する事後処置をどうするかといふことを問ひ合せろといふことで、いろいろ談判をしたところが、さつぱり連絡不明だ。午後四時半ごろになつて、この列車は元来た方にひつ返します、こゝろいふ話だ。十二時半に衝突をしまして、そこでとつて、四時半になつて、やつと、この列車は元へひつ返しますから、東京方面の人は、一つ腹をくくつておいてくれ、こゝろいふことだ。それから雪の中をぼちぼち岐阜まで出て、岐阜からさらに名鉄へ出て、名古屋に來てみたところが、名古屋から東京行の急行を勝手にお出しになつ

ておるんです。ちつともその連絡が後続の方にはないのです。一体かような事故の善後取捨策がありますか。私は衝突した一本あとの列車に乗っておったから、現場におつてよく知つてゐるのだが、全くその連絡のとれていないこと、そして肝心の本駅といわれ、指揮してゐる名古屋との連絡の不備なこと。これが駅と駅の間で衝突したならば、通信その他で不便でございまいし、けれども、駅構内で衝突を起したのではないか、一体何でそのような不始末をするのです。何千何百という人が、この鉄道のやり方のためには大へんな迷惑をこうむつてゐるではないか。全然連絡がつかないのです。さういふ点に對して、もつと責任のある処置をとりなさい。あなたにこんなことを質問したつてわかりますまいから、あなたからよく係の責任者に話をして、その事情をはつきりここで述べるような機会をあなたから作つてもらうように願ひたい、わかりましたか。

○石井説明員 私、当時の事情をつまびらかに承知しておりますが、ただいまのお話でございまして、非常に適切を欠いて、御迷惑をかけたことはほんとうに申しわけないと存じております。なおただいまの御説明を承ねますと、大へん旅客の皆様に対して善後措置もまずかつたやうで、非常に御迷惑をおかけしたことを申しわけなく存じております。その間の点も十分注意をいたしまして——今後事故の起ることは望ましくないこととございまして、その防止に力を注ぐことが第一でございますが、万が一不幸にしてさういふことが起りました際にございます善後措置

につきましても、十分適切にして機敏な措置を講ずることに注意いたしたいと思つております。なお適当な機会をちよつだいいたしまして、過般の事故について御説明申し上げ、いろいろ御注意をいただく機会を得たいと存じております。

○井上委員 經理の方にちよつと関係があると思ひますが、どうも鉄道のやうなことを私どもしるうと見ておられますと、私鉄関係の方に對して非常にひがみをしておられませんかと思ひます。鉄道自身は、大きな赤字で、年々国民に迷惑をかけてゐる現状から見ても、私鉄との関係もありまいやうが、もう少し運転その他に對する根本的なサービス改善を加えてみたかどうかです。たとえば東海道線の電化が完成いたしましたとしても、今のやうな経営サービスでは、とうていお客さんの満足、あるいは収益をよけい上げることでもできないのではないかと私も見てゐる。もう少し短距離の電車の回数を多く走らすとか、あるいはまた長距離の場合でも、十一両、十二両というやうな旅客列車を走らすに、ただかた四両連結くらいでスピード・アップするといふやうなやり方は、いろいろあると思う。さうして旅客運賃なり貨物運賃なりの増収をもつとはかるようにする、いろいろなやり方があるように思ふ。さういふことをもつと積極的におやりになつたらどうかと思ふが、このことが計画されておりますか、どうですか。

○石井説明員 私鉄に對して気がねをしていせぬかという御質問でございしますが、私どもは、私鉄との間に不当な競争をして、いわば二重投資とい

ふやうなことでをいたして競争するといふことは、もちろん避けなければならぬと思ひますが、しかしさういふことでなくして、お客様にお互いによりよいサービスを提供するといふための努力は、これはもう当然なすべきことだと思つております。ただお話をございまして、列車回数を増やすといふことはまことにございまして、さういふことが、私どもの方の現状から申し上げますと、メイン・ラインである東海道線においても、現在の線路容量は非常に行き詰まつておられます。列車を一本ふやすといふために相当支障を感じておる次第でございまして、名古屋付近に、この間の電化を機会に、電車を入れたのでございまして、この電車の回数を増すといふことになりました。貨物の輸送力の方に非常な支障を來たしますので、將來別に南方貨物線を考へられておりますが、さういふものを作りまして、貨物はそちらの方を通すといふことになりました。非常に皆様の御期待に沿ふやうなサービスも自然できるかと思つております。さういふ点につきましても、現在南方貨物線等につきましても、資金の関係その他から急速に着手することができないといふことを非常に残念に思つておりますが、もちろんお話をうかがひ、長い列車を走らせるよりも、回数を多くする方がお客様にも便利であり、また収益も上ることは十分承知し、その方向で考へております。何と申しましたも、線路容量が行き詰まつておるといふ致命的な欠陥に面しておりますので、御満足のいくやうな処置ができることを大へんに遺憾に存じておる次第であります。

○松原委員長 関連質問の申し入れが二人ありますが、簡単にお願いいたします。竹谷源太郎君。

○竹谷委員 専売公社にお尋ねをいたしますが、日本で今専売公社が完つておりますたばこの値段は、アメリカなりイギリスなり、あるいはフランスなりのたばこの値段——専売であり、あるいは専売でないといふことはありますが、結局その小売値段の同じやうな程度のたばこで、値段がどんなふうな比率になつておるか、お尋ねしたい。

○大月説明員 日本のたばこは——自慢のやうなことになるかもしれませんが、まあおしかりを受けるかもしれませんが、味におきましては、値段におきましては、ほかの国のたばこに比べて遜色がないといふやうに存じております。たとえばピースの味につきましても、戦前の國際水準といふことを言つておられますが、これをほかの国の人に吸わしめても、やはりよいといふことを言つておられます。それから値段の面におきましては、わが国のたばこの価格の全体の体系は、たとえばフランクス、あるいはイギリス、あるいはアメリカに比べても、いづれも相対的には低い、こゝういふ統計を持つております。今具体的に、どの品種がどうであるといふことは申し上げられませんが、けれども、全体としての結果はさういふやうになつておると存じております。

○竹谷委員 さうすると、先ほど井上委員に對する答弁の中で、日本のたばこは、専売局における製造費は安い、さうして品質もよく、しかも値段もそれらの国に比べて高くないといふことで、はなはだ……(味が悪い)と呼ぶ者あり)これは、味は人によりまして

嗜好があるからであります。私もあまり高いとは思ひません。非常に安い値段で、さうして大いに専売収益を上げることはけつこつと思ひます。ところでこれを完つてゐる小売商につきましても、たゞいま普通の商業でございまして、申告納税である。ほかのものは、何をどれだけ完つたか税務署は正確にはつかみ得ない。そこで税からののがれる部分もあるわけでありまして、たばこに關しては、政府の専売であるので、数量はきわめてはっきりしてゐる。それからその利潤も、一定の手数料でありますから、勤勞所得者の税と同じやうに、正確に出て參る。さういふやうなことは課税上においても相當の考慮を払ふなければならぬことになつておられますが、その考慮があるかどうか。もしないとしたら、その考慮を払ふ必要がないか、または払ふかわりに、手数料を今八%だとすれば、八・五%くらいに上げると同時に、いなかへ行きますと、人口何戸につき一人とかいふことを二十円か三十円の品物を買うために多大の時間を浪費する。それだけ生産が阻害される。こゝういふことになり、しかもいなかには、たばこ小売店をやりたいといふ出願者は非常に多い。従ひまして、小売店が多くなれば、売り上げが減つて利潤が下りますから、多少利潤を増すといふこと、一方において消費者の利便を増すために、たばこ小売店の許可をもう少し広げる、こゝういふような点について、専売公社の意見を承ねたい。

○大月説明員 第一の、たばこ小売人の手数料の問題でございしますが、ただ

いまは、販売の定価に対して八割の手数料を出すことになっております。これを戦前に比較いたしますと、基準年次の昭和九一十一年におきましては、いろいろ変動はございましたけれども、大体一〇〇程度で、今よりもやや高かったという実績を持っております。しかし、その後戦時中に非常に下りまして、四割まで下っております。これを、最近次第に上げて参りましたので、八割にしておるわけでありまして、それで、この八割の数字がいいか悪いかという問題でございますが、たゞいまの小売人一人当りの一年間の差益、つまり利益であります八割に相当する数字は、昭和三十年度で十二万五千円平均を予定いたしておるわけでありまして、戦前が一人当り百七十六円四十五銭という数字が出ておりますので、その倍率を見ますと、七百八倍であつて、物価に比べて、小売人の収益は上つておる、こういうふうに言わざるを得ない。その他資金の回転率から申しまして、戦前に比べて、小売人の収益率はいいというふうに考えております。

税金の關係でございますけれども、ただいま、たゞ小売だけを専門にいたしておりますのは、人数において約一割程度でございます。ほかは何らかの商売を兼ねてやつておられる。そういう意味において、特に税金の面で考えるという要素はないのではあるまいか、こういうふうに考えております。金の手数料の引き上げ、あるいは税金の面における特別の措置については、特に考慮の必要はないと考えます。

それから小売人の数の問題でございますが、これは戦前に比較いたしました。まだ一人当りの販売本数は相当多い、こういうことでございます。昭和十年ごろが、一人当り三十一万本を売つておつたのでございますが、たゞいまは七十一万本を売つておる。こういうことは、逆にいえば、戦前に比べて、割合からいって小売人の数が少い、こういうことでございまして、次第に経済の発展に伴ひまして、必要なときは小売人の数をふやしていつてもいいというふうに考えております。

○竹谷委員 八割をかりに八・五％に〇・五％上げるとすれば、手数料の総額は一体どれだけの金額になりますか。と同時に、それが税金にはね返つてきますが、実際に従つて税金の収入がどれだけ減るか、またそのために国家の負担がどれだけ上つてくるか、ごく概算でよろしゅうございませうか。○大月説明員 ただいまのたゞこの売り上げが約二千億でございますから、その〇・五％で約十億、八割を八・五％に上げますと十億の国の方の減取になる、こういう計算でございます。もし税金の關係を考えますと、平均幾ら負担するかというところでございまして、かりに大きく見て半分といたしますれば、これを倍にして二十億ということになる、こう思います。

○竹谷委員 今度出ております法案を見ますと、パールといふことあるが、パールが十本三十円、いこい二十円、ここに五円の相違がある。この間見本を二つ、三つちよだいしたのですが、のんでみると、これは人の嗜好にもよるまいが、どうもいこい

の方がうまくて、パールがあまりうまくない。しかも五円高い。ここへ持つてきたのは見本だから違ふかもしれないが、パールは売れなくなると思ふのですが、見込みはいかがですか。○大月説明員 ただいまの味のお話は、各嗜好によりましていろいろ議論のあるところだと思ひますが、専門的な見地におきまして、パールは値段の五円高いだけの味は持つておると考えます。従ひまして、パールの売れ行きも大体本年並みの割合で、本年度は月四億ないし五億の平均であります。やや売れ行きが伸びまして、月八億程度は売れるだろう、かように存じております。

○春日委員 今小売店の免許を少しふやさなければならぬ、またふやす可能性はあるという監理官の答弁でありましたが、先年来当委員会でも強く主張しておりましたことは、たゞこの免許を受けることと固定収入が確保される、こういう意味で、未亡人、そういう家庭に免許されることが特に好ましいということ、それと、それぞれ強い要望のあつたこととは、あるいは御記憶のことかと思ふわけですが、一方他の法律で、未亡人家庭に対して免許を与える場合は、その条件が八〇％、すなわち距離その他資格条件において欠けるところ二〇％ある、優先的にという他の法律の規定もあるかと思ふわけでありまして、幸い早急に何がしかの新しい免許が与えられるとするならば、一つぜひ優先的にそういう未亡人家庭にそれが与えられて、そしてそういう生活上の問題や社会上的いろいろな問題を、一つ専売行政を通じて解決し得るような方途を

講じていただきたいと思ふ。なお地方専売局なんかでは、許可をめぐつて、地方の専売ボスがいろいろ跳梁して、当然免許を与えらるべきさういふ弱い申請者がなかなか与えられずして、他にいろいろな事業をやつて大きな収入を得ておる諸君に与えられておるきらいなしとはしない。従つて今後与えられるものは、必ず優先的に未亡人家庭に与えてもらいたいということを強く要望いたしておきます。これについてどういふお考えをお持ちであるか、一つ御答弁願ひたい。

○大月説明員 ただいまの母子福祉法、あるいは身体障害者福祉法の適用を受ける方に対する小売人の指定につきましては、お話のございましたように、免許の指定の基準を約二割方緩和するといふ方針で運用いたしておりました。その結果、昨年の四月から十二月までのパーセンテージをとつてみますと、指定の割合は三二・二％という数字になつております。(春日委員「一〇〇％にしてくれ」と呼ぶ)それに対して、その他の一般の指定の割合は二一・四％でございますので、大体五割方割合がいい。これを一〇〇％にするという問題は、場所の關係その他いろいろな事情を考へて指定いたしますので、必ずしも御指摘のようにはいかないかと思ひますけれども、基準といたしましては、この両者に対する指定は優先的に考へる。これは、先般来この委員会でも種々な御意見がございましたので、十分御意見を尊重いたしまして運用しておる次第であります。

○松原委員長 横山君。簡単に願ひます。

○横山委員 この間の金曜日、専売と国鉄の二法案についてはずいぶん時間をかけましたので、きょうはこの間の続きで、政務次官にお渡ししてあるけたを一つ返していただきたいと思ひます。

言ひまでもなく、国鉄について、三十億の借金をこし返すのを、一年二カ月延期してやるという。片一方で、三十六億の固定資産税を、来年は七十億取り上げるといふところに、この法律案の根本的な矛盾があるのであります。この間かりに三十六億を取るにしても、取り方に問題がある。どういふふうにするのか。政府部内で非常に紛争を來たしておるわけだけれども、どういふふうにきまつたのかという点が一つであります。

もう一つは、今度取ります三十六億は、事業用の問題であります。今までは、非事業用を固定資産税として取つていました。今度の三十六億の取り方は、一定率一・四％というのです。ところが今までの取り方は、あるところでは一・四％、あるところでは二・五％というふうになっているのでありますから、地方自治体と国鉄の間に紛争が絶えなかつた。従つて、この間の終りのときにあなたにお願いしておいたことは、そういう地方の紛争をなくするたために、この際一・四％を取るならば、どうせ取るとしたならば、全部一・四にしようということについて、御研究をお願いしておいたのですが、この二つの点についてお答えを願ひたい。

○山手政府委員 この前固定資産税の問題につきまして、この委員会でも御質問に答えましたことと、その後自治庁

等において最終案を決定いたしましたことと、大体同じこととをございまして、自治庁が一括して評価をいたしまして、市町村ごとに配分をするという形で額をきめ、これを取ることにするわけでございまして、その点については、問題は前会御説明したことと同じだと思います。

あとの点につきましては、事業の用に供さないものについては、従来も固定資産税を取っておりましたが、新たにこういう納付金を納めさせ、交付金を出すとすることになるならば、率を一律にして、以前のものも引き下げたらいいかいという議論もございまして、いろいろほかにも議論があつたようございまして、しかし今度の場合、事業の用に供する固定資産について、特に公共性に着眼いたしまして、低率のものを課することにいたしましたわけでございまして、従来から事業の用に供さないものについて固定資産税を課しておりましたものは、全然別個な考えで今後もやつていくことが適当であると考えておりますから、それを同一にする意思は全然ございません。

○横山委員 意見になりますから、私の意見だけ述べることにして、別な機会に議論をいたしたいと思つております。

事業用だから一・四％、非事業用だからパーセントがばらばらでよろしいという議論は、私はどうも筋の通つたこととは言いがたいと思つております。かてて加えて、今回の一・四でやるというとは、これはいろいろな議論の中から、当初には、聞くところによりますと、今までのようなやり方で

各地でばらばらに自治体と国鉄とが相談をしてやるということであつた。それを、それではいけないからというので、一定率を使うことにしたのでありますから、その経過から考えますと、非事業用も論理上は同じなものであります。従つて、紛争をなくするために取るものであるならば、全部一・四にするのが、この際妥当な方法であると思ふのであります。しかしながら、そうは言ひましても、根本的に、この法律案が三十億返すのを一年待つてやる、国鉄に金がないから待たせよといつておる一方で、三十六億円、来年七十二億円取るという根本的な矛盾は、これは解決いたしておりません。この点について大きな問題がありますが、また別の機会に、この点については一つ十分に質疑をかわしたいと思ひます。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております両法律案につきましても、その質疑も大体尽されたと存じますので、この程度にて質疑を終了し、討論を省略して、直ちに採決せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの藤枝君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これより採決に入ります。お諮りいたします。両法律案をいずれも原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて両法律案は、いずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決されました両法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして、委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長 次に、去る十日当委員会に審査を付託されました国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案及び去る十一日付託されました昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十一年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案並びに昨十三日付託されました漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の三法律案との合計五法律案を一括議題として審査に入ります。

まず政府側より順次提案の理由を聴取いたします。大蔵政務次官山手満男君。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案
国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律
〔出資額〕

第一条 政府は、国際金融公社に対し、この法律の施行の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律

第二百二十八号）第七条第一項の基準外国為替相場をいう。）で換算した本邦通貨の金額が九億九千六百八十四万円に相当する合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

〔寄託所の指定〕

第二条 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七條（業務）の規定にかかわらず、国際金融公社協定第四条第九項の規定による国際金融公社の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附則

1 この法律は、国際金融公社協定の効力発生の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及び国際復興開発銀行」を「国際復興開発銀行及び国際金融公社」に改める。

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

第一条中「昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律」を「昭和二十八年から昭和三十一年度までの各年度に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律」に改める。

第二条及び第三条中「昭和二十八年、昭和二十九年又は昭和三十一年度」を「昭和二十八年から昭和三十一年度までの各年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

政府は、漁船乗組員給付保険法（昭和二十七年法律第二百一十二号）第三条の給付保険の再保険事業について昭和二十九年及び昭和三十年に於ける保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和三十一年度において、一般会計から、六千三百五十万円を限り、漁船再保険特別会計の給付保険勘定に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の十二第二項中「金額の二分の一に相当する」を削る。

第七条の六第一項第一号中「日本政府において」を「日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府により」に改める。

第二十六条第一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

(有価証券取引税法の一部改正)

第二条 有価証券取引税法(昭和二十八法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の三」を「万分の一」に、「万分の七」を「万分の二」に改める。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号ただし書中「北海道拓殖債券、興業債券、勸業債券、台湾拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開拓債券」を削り、「鉱業開拓債券又は、樺太開拓債券」を、又「長期信用銀行法」に依り発行スル債券」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第五条の十二の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、法人の同日前に開始する事業年度の法人税については、なお従前の例による。

3 改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、昭和三十一年四月一日以後の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「小学校又は」を「小学校、中学校若しくは」に、「小学部若しくは」を「小学部若しくは中学部の児童若しくは生徒又は」に、「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十四項中「又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「附則第十項又は第十一項」を「附則第十三項又は第十四項」に改め、同項を附則第十七項とし、以下三項ずつ繰り下げ

附則第十三項中「若しくは第九項」を「第九項、第十一項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十二項中「附則第十項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」(大豆にあつては、同日以前で政令で定める日)に改め、同項を附則第十三項とし、附則第九項の次に次の三項を加える。

10 法の別表に掲げる物品のうち、政令で定める原子力の研究の用に供されるもの(新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。)については、政令で定めるところにより、昭和三十三年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該研究の用以外の用途に供されないものに限り、その関税を免除する。

11 前項の規定により関税の免除を受けた物品をその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供した場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。ただし、政令で定めるところにより同種の他の研究の用途に供した場合は、この限りでない。

12 附則第七項の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。

別表甲号中

六九五 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメントレジンカラー用のエキステンダー(ビグメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限る。)及び四エチル鉛染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメントレジンカラーベース

六九五

ル鉛

別表乙号中

七〇五 合成染料 六 建築染料 乙 その他 七一九 カーボンブラック

六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメントレジンカラー用のエキステンダー(ビグメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限る。)

七〇五

合成染料

六 建築染料

乙 その他

七一九

カーボンブラック

染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメントレジンカラーベース

七三三

染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)

うちビグメントレジンカラーベース

七三三

○山手政府委員 たいい議題となりました国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案外四法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。最初、この法律案は、別途御審議を仰ぐこととなつておりますが、国際金融公社協定に基づきまして、わが国が同公社に加盟いたしますにつき必要な措置を規定する

事務とするため、大蔵省設置法を改正しようとするものであります。

〔委員長退席、春日委員長代理着席〕

次に、昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年から昭和三十年までの間に、国債の償還に充てるための資金の繰り入れの特例をいたしまして、国債の元金償還に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、財政法第六条の規定による前々年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度初め、国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを要しないこととするともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九条または日本電信電話公社施行法第八條の規定により政府に対し負う債務の償還元利金は、国債整理基金特別会計に受け入れ、当該金額について一般会計から償還資金の繰り入れがあったものとみなす特別の措置が講ぜられたのであります。昭和三十一年度におきましては、財政の現況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるため、前年度と同様の特例措置を講ずることとしたのであります。

次に、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をふりかへるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

漁船の乗組員の抑留を保障事故とする給与保険につきまして、昭和二十九年において保険事故が異常に発生いたしましたので、それに伴う損失を埋めるために、先に一般会計からこの会計の給与保険勘定に繰入金をしていただいたのであります。なお約二百萬円の損失が残り、また、昭和三十年度におきましても、引き続き保険事故が異常に発生いたしましたので、昭和三十年四月一日から本年二月末日までの間にさらに約六千五百萬円の損失が生ずると見込まれることとなつたのであります。

そこで今回、これらの損失を埋めるために、昭和三十年度におきまして、一般会計から、六千三百五十萬円を限度として、この会計の給与保険勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、租税特別措置法、有価証券取引税法及び登録税法について、それぞれその一部を改正しようとするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

第一に、租税特別措置法につきましては、法人の支出する交際費等については、法人の支出する交際費等については、損金不算入措置を拡大し、航空機の燃料用の揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免税期間を延長し、その他規定の整備をはかるための改正を行おうとするものであります。

法人の支出する交際費等の一部を損金に算入しない措置は、昭和二十九年の税制改正におきまして、法人の交際費等の償費を抑制し、資本蓄積の促進をはかることを目的として設けられたものであります。法人の昭和二十九年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出した交際費、接待費、機密費等の金額が、基準年度の交際費等の支出額の七割に相当する金額または当該事業年度の取引金額に一定の割合を乗じて算出した金額のうちいずれか多額の金額をこえる場合に、その超過額の二分の一相当額を損金に算入しないこととしていたものであります。今回の改正は、その超過額の全額を損金に算入しないこととし、これによつて生ずる法人税の増収額は、別途御審議を願つております所得税法の一部を改正する法律案による給与所得者の所得税軽減の財源の一部に充てようとするものであります。

次に、航空機の燃料用の揮発油については、航空事業育成等の見地から、本年三月三十一日まで揮発油税及び地方道路税が免除されているのでありますが、今後なおこの免税措置を継続する必要がありますと認められますので、昭和三十三年三月三十一日までその免税期間を延長することができるようにならうとするものであります。

第二に、有価証券取引税法につきましては、公債、社債及び貸付信託の受益証券の譲渡にかかる有価証券取引税の税率を引き下げるための改正を行うこととしております。公債、社債等の譲渡にかかる有価証券取引税は、現在証券業者を譲渡者とするものについて

は、その譲渡価額の万分の三、その他譲渡者とするものについては、その譲渡価額の万分の七の税率により課することとなつていたのであります。が、公社債流通市場の再開も予定されますので、この際、公社債等の譲渡にかかる有価証券取引税の税率について再検討を加え、これをそれぞれ万分の一及び万分の三に引き下げることとしたのであります。

最後に登録税法につき規定の整備を行い、長期信用銀行法により発行される債券で、償還期限が三年を越えるものの登録税について、軽減税率を適用するための改正を行うこととしております。すなわち、社債の払い込みについての登録税は、その償還期限が三年を越えるものについては、払込金額の千分の四の税率で課せられるのであります。が、興業債券、勸業債券等については、その債券の性質に顧みまして千分の三の税率となつていたのであります。しかし、戦後の金融制度の改正により、戦前興業債券、勸業債券等が果していは機能は長期信用銀行債券によつて果たされることとなりましたので、償還期限五年の長期信用銀行債券が発行されるに至りましたこの際、長期信用銀行法による債券で償還期限が三年を越えるものについて千分の三の軽減税率を適用することとしたのであります。

最後に、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和二十九年に制定されました関税定率法の一部を改正する法律の附則の規定による関税の暫定的減免措置につきまして、原子力研究用の物品を新たに免税品に追加すること

は、その必要にかんがみ、国が特定の研究に対して補助金を交付することになつております事情等を考慮いたしまして、政令で定める原子力の研究の用に供せられる物品に對しましては、関税を免除することとしたのであります。

次に、給食用の乾燥脱脂ミルクにつきましては、従来、小学校もしくは盲学校等の小学部または保育所の児童の給食の用に供されるものに限り、関税を免除してゐるものであります。が、別途御審議を願う予定であります学校給食法の改正におきましては、学校給食の範囲を中学校及び盲学校等の中学部にまで拡大することになつておりますので、これに伴つて、これらの中学校等の生徒の給食の用に供されるものについても、関税を免除することとしたのであります。

また、主として輸出向けの繊維製品の染色用として使用されるビグメント・レジジン・カラー・ペース及びそのエキステンダーにつきましては、従来関税を免除してゐたのであります。が、最近輸入品とほぼ同品質のもの国内生産が可能となつてきた事情にかんがみまして、国内生産の保護育成と輸出産業の助長の調和を考へまして、この際基本税率の半額の税率による関税を

もに、従来免税されてゐた物品の一部につきまして軽減税率により課税することとし、その他昭和三十一年三月三十一日に減免税の期限が到来するものと等々を目的とするものでございます。以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、原子力の研究につきましては、その必要にかんがみ、国が特定の研究に対して補助金を交付することになつております事情等を考慮いたしまして、政令で定める原子力の研究の用に供せられる物品に對しましては、関税を免除することとしたのであります。

次に、給食用の乾燥脱脂ミルクにつきましては、従来、小学校もしくは盲学校等の小学部または保育所の児童の給食の用に供されるものに限り、関税を免除してゐるものであります。が、別途御審議を願う予定であります学校給食法の改正におきましては、学校給食の範囲を中学校及び盲学校等の中学部にまで拡大することになつておりますので、これに伴つて、これらの中学校等の生徒の給食の用に供されるものについても、関税を免除することとしたのであります。

また、主として輸出向けの繊維製品の染色用として使用されるビグメント・レジジン・カラー・ペース及びそのエキステンダーにつきましては、従来関税を免除してゐたのであります。が、最近輸入品とほぼ同品質のもの国内生産が可能となつてきた事情にかんがみまして、国内生産の保護育成と輸出産業の助長の調和を考へまして、この際基本税率の半額の税率による関税を

もに、従来免税されてゐた物品の一部につきまして軽減税率により課税することとし、その他昭和三十一年三月三十一日に減免税の期限が到来するものと等々を目的とするものでございます。以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

課することとしたしてあるのであります。

その他、昭和三十一年三月三十一日
で免税または減税の期限が切れる重要
機械類等につきましては、最近の事情
にかんがみまして、その免税または減
税の期限を一年間延長することとし
ておるのであります。なお、このうち
大豆につきましては、国産大豆との関
係もありますので、別途昭和三十一年
度における輸入方式の確定を待つて適
宜の措置をとり得ることとするため、
とりあえず一年以内で政令で定める日
まで免税を続けることができるように
いたしておるのであります。

以上、国際金融公社への加盟に伴う
措置に関する法律案外四法律案につ
きまして、その提案の理由を御説明申
上げました。何とぞ御審議の上、すみ
やかに御賛成下さいませようお願いを
申し上げます。

○春日委員長代理 これにて提案理由
の説明は終了しました。これら五法律案
に対する質疑は後日に譲ることにな
ります。

○春日委員長代理 次に、国有財産に
関する件について調査を行います。質
疑を許します。横山利秋君。

○横山委員 去年の二十二国会におき
まして、大蔵委員会は、国有財産特別
措置法の一部を改正する法律案を修正
議決いたしました。これによりまし
て、国の所有したします機械は、中小
企業者に重点的に非常に廉価で交換
し下げをすることに相なりまして、中
小企業者としては、この実施について
非常に大きな期待を持っておつたもの
であります。ところがその後の実施の
状況を調査してみますと、まことに芳

ばしからぬ点が多々あるものと私も
は考へておるわけでありまして。今日中
小企業がこの国有機械の交換、払い下
げを要望いたしますゆえんのものは、
最近の製品について特に精度が要求さ
れる、あるいは大企業は検査を厳重にす
る、あるいはまた製品の準備を切り下
げるようにする、さりとて新しい機械
を買いに買えないという経済の事情
からいって、すみやかにこの国有機械
数万台、くず化したしますものを加え
ましたならば、まさに当時二十五万台
とさえいわれたこの機械の交換、払い
下げを待望しておつたのであります。

ところがこの間御調査願つたところ
によりまして、法律が制定せられまし
たのが去年の春であります。十二月三十
一日現在、この新しい改正法によつ
て、何とわずか二百八十三台しか交換
払い下げをされていなく、あまりま
す。もちろんこの調査をされたときに
は、まだ地方において経過中のものも
あるから、実績としては多少の増加は
ありましようが、少くとも半年以上
たつてわずか二百八十三台というば
けたことがあろうはがございませ
ん。どうしてこんなに交換払い下げが
遅延をいたしたのか、まずその遅延
の理由を一つ委員会に御報告願いた
い。

○正示政府委員 お答え申し上げま
す。ただいま横山委員御指摘のよう
に、去る国会におきまして国有財産特
別措置法の一部が改正せられたので
ございまして、その中の最も重要な事項
の一つといたしまして、御指摘のよう
に、中小企業者との交換の規定があつ
たわけでありまして、この規定につきま
しては、その実施につき、十分私ども

といたしましても国会の御修正等の
御趣旨、またわざわざ決議もつけられ
たような次第もございまして、それ
らを十分体して進めておるわけでござ
います。ただ、ただいまお話のよう
に事務が非常に進捗していない。御指
摘のように、十二月末現在二百八十三
台ということに相なっておりまして、
これはその通りでございます。その
理由でございますが、御承知のよう
に非常に多くの件数に上っておりま
す。また地域的にも非常に広い地域に
わたつておるのでございまして、私ど
もといたしましては、先ほど申し上げ
たように、本法律の御制定の御趣旨に
かんがみまして、いやくも交換に適
した機械というものにつきましては、
この法律の適用からはずれないよう
に、ということ、いわゆる選別のた
め、非常に力を注いだ次第でございます。

そこで法律の御制定を見ましたあと、
直ちに職員を選別のために重点的に配
置をいたして参りまして、いやくも
ケアレスな、不注意なことのないよう
に、また業者の方々にも十分よくらん
をいただくように、手続に遺憾のない
ように、ということをやつて参りまし
た。それが非常に慎重であり過ぎた、
あるいはそのために相当の時間がか
かったという点があるが、まず第一に
指摘されるのではないかと、思つたので
あります。しかし、これは法律の趣旨か
ら申しましても、私どもとしては十分
慎重でなければならぬという考えで
やつたわけでございます。それから御
承知のように、たまたまくず鉄が非常
に払底をいたしまして、市価が暴騰い
たし、一部鉄の輸出制限というふうな
措置も講ぜられたのであります。さ

よりな事態がたまたま時期を同じ
して起つたわけでございます。そこで
交換に適しないもの、もしくは国が保有
する必要のないもの、これはすみやか
にくず化する。これまた同じくこの法
律によつてそういう規定をお認め願
つたのであります。この方面にも相当
の手数を要しまして、やはりくず化す
るのには、そのときにすみやかにやら
なければならぬという要請が非常に強
かつたわけでありまして、そこで、選別
のために非常な手数がかつたとい
うこと、一方くず化のことも緊急の必
要として起つて参つたという二つの事
情がございまして、まことに御指摘の
ように進捗を見なかつたのでありま
す。しかしながらくず化の方も、す
でに御承知のように相当軌道に乗つて
おります。また選別につきましても、一
応今日終了の段階に至つております
ので、今後はもつぱら交換の事務に職
員を直接振り向けまして、なお年度末
までに若干の時日もございまして、さ
ら、この事務を極力促進をして参り
たい、かように考へておる次第でござ
います。

○横山委員 局長は、法律の趣旨に
よつて選別に重点を置き、あるいはま
たくくず鉄の上つたのによつておくれ
た、こう言われるのであります。しか
しこの法律が通つたときに、その根本
趣旨といたしましては、国の機械を
中小企業者に迅速に交換をするのが目的
であつて、選別をするのが目的でな
かつた。従つて、そういう理由があま
り理由にならない。選別に一生懸命に
なる余り交換がおくれたということな
らば、何のためにこの法律を通したの
か、これは理解に苦しむを得ない

と言わなければなりません。数万台の
機械を、いつごろできるかと、言つて、
あのころ聞いたときに、この規定は一
カ月かそこらたつたらできるだろう、
従つて秋には交換が促進されるだろ
う、こう言つておつたのであります
が、何と数万台の機械が二百八十三
台というの、まことに御報告なさる方
も苦しかうかと思つたのであります。
こういうことでは相なりません。しか
し過去のことを言つても仕方がない
のでありますから、どうしたらこれか
らこれが促進されるかというところ
に、まず重点を置きたいと思つたので
す。そこで、今あります国の機械は、
法律によつて四項目に分れておりま
す。四項目に分れて、この機械がどの
くらい数量があるか、どれくらい選別
が行われたかということ、最近の数
字で一つ明確にお示し願ひたい。

○正示政府委員 お答え申し上げま
す。ただいま御指摘のように、選別の
結果大抵国の保有したしております機
械を四つのカテゴリーに類別いたして
いるのであります。まず第一は、国
において直接その用に供する必要があ
るものという分類でございますが、こ
れが一萬一千四百五十八台、これは全
国でございます。それから第二は、特
殊な機械または一括して利用するの
が適当であると認められる機械、これ
が一萬五千六百四十六台に達して
おります。それから現に国内で製造され
るものに照しまして、性能の差異が比較
的に少ないもの、従つて、これは一応保
留しておくと、これが五萬三千六百
十二台に相なっております。それから最
後の交換に適する機械というのが一萬二

と、これは理解に苦しむを得ない

千四百五十三台、大体そういう分類になつてゐるわけでありませう。

○横山委員 お伺いをして、実はその数にびつくりしてゐるわけでありませう。なぜかといふと、これ以外を除いてはくず化するというところになつてゐるわけでありませうが、この法律の趣旨が、何とかして中小企業の機械の近代化をはかりたいというところにあるのに、合計いたしますと九万台くらいある中で、交換用に充てるものが一万二千四百五十三台、わずか一万二千台くらいで、一体法律の趣旨が貫徹されてゐるものかどうか、私は疑わざるを得ません。三番目の性能の差異が少いものといふのは、おそらくいい機械のことをいっているのではありませんか。

これはいい機械だといふので五万台も横つちよいに置いておいて、そして悪い機械を交換に充てるといつてもわずかに一万二千台、こういうことでは、何の目的をもつて選別をされたのか疑わざるを得ないのであります。しかも今五万台の機械を、あなたの方は何に使用となさつてゐるのであるのでしょうか。大企業に回そうとしてゐるのか、あるいは宝だから国にとつて置くかといふのでありませうか、私どもはその判断に苦しむのであります。どういふ目的でその選別をなさつたか知りませんが、今急速に中小企業が欲してゐる——ある県では、一台の機械に大体六人がくつついて、これを抽せんとか、やれ割当だとか、てんやわんやの大騒ぎをいたしてゐるのであります。六倍の需要力があるのに五万台も、それから一括転用やあるいは国の必要があると称するのを入れますと、まさに九万台の中の一

二千台といふのは、一体いかなる目的があつてなさつてゐるのか。これを伺うと同時に、この際こういう選別のやり方をやめて、もう国においてしまつて置く必要はないやございませうか。そこで一括転用の見通しのないもの、それから国で直接使用するもの、でも見通しのないもの、このものはあつて今日交換用に回して、六倍の需要力がある中小企業にこれを向けらるべきだと思ひますが、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。先ほど遅延の理由の一つに申し上げるべきであつたと思ひますが、実はこの法律案を御審議願ひました当時の見込みから、現実に調査いたしましたところ、ただいま御指摘のように、この国において保留する数量が非常にふえて参つたわけでありませう。これは、いわば当初の見込みよりも、実際に調査をいたしましたところ、案外性能のいい機械が多かつたといふことにならうかと思ひますが、そういう点もございまして、この評価について、実はいろいろと時間的に手数がかつた点がありまして、それもまた先ほど申し上げたように、事務の進捗のおくれた理由の一つになつておるわけでありませう。そこでただいま御指摘の点でございしますが、五万三千六百六十二台も保留しておき、必要がないではないか、これはすみやかに活用をはかるべきではないかといふ点につきましても、私どももさういふ点に考へております。ただ、先ほど申し上げました交換に当てるものとして決定した数量といふものは、一万二千四百五十三台になつておりまして、この五万三千六百六十二台につきま

しては、やはり私どもが今後関係の向きと連絡をとりまして、このうちから中小企業向けに適するものは交換をいたすべく用意をいたしておるわけでありませう。これを大企業に全部流すといふふうなことを考へておる次第ではないのであります。それで、先ほど申し上げたような評価等の点も大体見通しがつきましたので、ただいま申し上げた一応保留という分類になつておるものも、さらにこれを関係のそれぞれの向きと連絡をつけて、中小企業の方にも交換に当てたい、こういう考へ方を持つておるわけでありませう。

○横山委員 丁承いたしました。こいねがわくは、また不潔な分類の仕方をしないように、あつてこれが交換に当てるもの一括転用のものも、特に性能の差異が少い五万台千台にいたしまして、またちびりちびり出すといふようなことをしないで、今一番需要が多い際でありますから、この際英断をふるつて交換用にそっくり回すように希望をいたしておきたいと思ひます。それに関連をして、今問題になつておりますのが、豊川にありますが三千台であります。これは一括転用の口に当初入れられるという話がございまして、そのために、県下並びに県外においても非常に需要力があるにもかかわらず、今日わずかに百六十数台しか交換に当てられておりません。この点については、多少の理由はなきにしもあらずであります。豊川市の希望とそれから需要者の希望とが混同いたしておることは周知の通りであります。けれども、それならば豊川市に今これを使用する具体的な計画があるかといふ

と、ほとんどないのであります。あた三十台の機械が雨天にさらされ、あるいは風雨にさらされて豊川市に眠つておるのでありますから、この際大蔵省としても一つ英断をふるつて、豊川市の三千台についてすみやかに措置をするように指示をしてほしいと思ひます。見解を一つお伺いしたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。豊川の旧海軍工廠内にございませうが、機械についてでございますが、これは御承知のように、豊川市がいろいろ工場誘致の計画等もございまして、一時たただいま御指摘のように、保留を希望する台数が三千台近く、正確に申し上げますと二千七百台程度でございませう。あつたわけでございます。この点につきましては、御指摘のような点も考慮いたしまして、豊川市と愛知県当局との間でいろいろ御協議を願つておるものでございませうが、関係の財務局、また私どもの方とも相談いたしました結果、いわゆる工場誘致に伴う一括転用に必要最小限度の大型機械はこれを残しておきますが、その他の小型の機械につきましては、ただいま御要望のようにな線に沿ひまして、できる限りすみやかに中小企業向けに活用いたしたいといふことで、それぞれ準備を進めておる次第であります。

わめて実績が悪いのであります。私はそれに関して、中間の経過については今時間がありませんから申し上げませんが、少くとも国が十年も機械を貸出ししてゐる。それがちつとも金が集まらぬ。こういうみづともないことは、十年もたつた今日において、ある程度清算さるべきだと思ひるのであります。従つて、この際貸し付けてある機械を一つ交換の方に回して、そして整理をなさる気持がないか。この貸し付けておられます企業別を調べますと、割合に大企業が多いのであります。しかし大企業が国の機械を借りて、そして金も払わずにやつておるといふふざまな格好はよくありません。従つて大企業からは、一つお前のところにも新しい機械を買ひ能力があるのだから、この際返して、中小企業の交換に回せ、こういう措置をおとりになるか。あるいは借りておるもので、おれは買おうといふものもあるわけでありませうから、この際買つた方が得だ。こういうような措置をとつて、国がたくさんの機械を、どのくらいだかわかりませんが、私は数万台に上ると思つておりますが、そういう機械を貸してちつとも金がとれぬといふて、至るところ紛争を起しておることについては、この際これも一つ英断をふるつて整理をなさるべきだ、こゝ考へるわけでありませう、いかがですか。

○正示政府委員 お答え申し上げます。機械その他国有財産の処分といたしまして、売り払いが一般原則であるといふことは御指摘の通りであります。ただ今日まで、経済の正常化とか、その他の条件が整備いたしませんでしたために、やむを得ず貸付という形をとつた

場合が多いかと思ひます。機械につきましても、御指摘のように、売り払いに持つていくことが建前であることについては、その通りと承知をいたしております。ただ今お話を、現在大企業あるいはその他の企業に貸し付けておるものを、すみやかに中小企業の交換用に向けられんかという点につきましては、これは契約を解除いたさなければならぬというより技術的な点もございまして、そのまゝ直ちにそれができるといふふうにはお答えできないのでございまして、一般的に貸付といふことを、なるべくそういふ変態的な形をやめまして、売り払いに向けていくといふことについては努力をいたしておるのであります。その方法としては、貸付契約の期間はすべて一年といふことにいたしまして、毎年々々考え直す機会を与えて、なるべく買えるものは買つていただく、こゝろにいたしておることには御承知の通りでございます。

また第二といたしましては、売り払い代金につきましては、一時にお支払いが困難なようなものは、延納の特約も認めてきておることは御承知のこととてあります。

それからさらに旧軍用財産等につきましては、一定金額以下のものにつきましては、割賦払いを認めて、やはり売り払いの促進に資するといふふうにございます。今後、やはりそういう線に沿ひまして、実情に応じまして売り払いを促進していくことについては、なお一層の努力をいたしたいと思ひますが、ただいま貸付中のものを、すぐ契約を解除して交換に回すといふことは、これはそれぞれの用途に当てられておる建前から申しまして、それをそのまま受け入れることはできませんが、今申し上げたような方法で、極力売り払いの促進に努めていくということは、これはきつと約束申し上げて差しつかえないと思ひます。

○横山委員 だめですよ。局長のようになまぬるいようなことで、私は貸付機械の売り払いができるとはゆめゆめ思つていません。なぜならば、自分のところの工場の手元にある。そして財務局から借りておつて金を払わぬ。そこらでいつたつて、差し押さへといふところまでは実際問題としていきはしない。従つて安い貸付料でやつたら、それで済んでしまふのであります。あなたのような措置をしたところでだめなんです。従つて買った方が得だといふ新しい措置を何かお考えにならなければ、十年たつた貸付機械が今後幾十年も続いていくといふことをあなたはお考えにならなければだめなんです。よ。この際新しい方途をもつて貸付機械の清算をなさるうちに、私はあなたに考へていただきたい。同時に、そのことは交換機械についても同じであります。今まではずいぶん延びた。二百八十三台しか交換されておらないといふけれども、これからいきましたとておっしゃいますけれども、今新しい評価額がよりやく去年の暮れにきまつて、これから地方の財務局は、現品がどこにあるか、あるいは破損がどうかいふふうになつておるかといふことについて、一台々規定に照らして調べてやるというところで、あなたはこの交換、払い下げが済む時期がいつごろだとおっしゃるのでありますか、この契

約に照らして、地方で精密にやつて全部が済むのはいつのことだと思つておるのですか、期限はもう目の前に迫つてこようとしておるのであります。従つて、この際これから行われる交換の実際の運用についても、もう少し思ひ切つた措置をなさるべき時期にあると私は思ふのであります。この間地方を回つてみましたら、十人かそこらで、数百台の機械をこれから一台一台点検すると言つておるのであります。そんなことをやつたらいつのことやらわけがわからぬ。この前行つたら、一人病氣になつて、たなかで財務局から家に連れて行くのであります。どこに行つたかと言つたら、四日市に行つた、こゝろ言つておるのであります。私が下の職員に諸君に對しても、おせいと語りこもはばかるような少い人数で、しかも超過勤務の予算もろくろく渡らぬ。だから七時、八時に歸つて来ても一文もきよはもらえない、こゝろ言つておるのであります。人員についても、あるいは予算についても、さうであります。また規定の運用はどうかといふと、二百万円以上の機械を買ふときには、一々本省のあなたの方から大臣まで決済をもらわなければならぬのであります。こんなことをやつておると、いつのことかわけがわかりません。なぜ二百万円に限らなければならぬか、これはほかの規定の例もありましょ。しかし交換の促進のために、この際あなたの方は権限を委譲して、財務局長限りで三百万円でも四百万円でも、お前がいいと思つたらやれ、地方限りでよろしい、こゝろいう措置をとつてもしかるべき段階にあると私は思ふのであります。またこまかい

問題については、異種機械の交換についてもまだ問題があります。本省にいと、工作機械と工作機械ならいいけれども、こちらの出す方の機械が悪ければ、別の機械を持つていってもよろしいとあなたの方は言つてゐる。ところが地方ではいかぬという。なぜいかにと、上の方の意見を聞かなければそれは許さぬといつておるのであります。そんなことはまことにむだな話であります。あなたの方に持つていつて、これはいかぬという理屈はどこから生れるのでありましょか。こゝろいう点についても、地方へ権限を委譲して、すみやかに促進される措置をこの際思ひ切つてとられることが、私は必要だと思ふのであります。今私が並べ立てたようなことは、ほんの例でありますけれども、これだけ取り上げただけでも大きな促進になると思ひます。こんなことは、しかし小さいことであります。一ぺんずつと整理なさつて、下の実情もお聞きになつて、英断をふるつて促進する方途をとられることが私は必要だと思ふ。この点について、あなたの意見を伺いたいと思ひます。

○正示政府委員 だいたいいろいろ御指摘の点につきましては、この交換の事務がきつめて重要なことは、十分思料し自覚いたしておるわけでございますが、御指摘のように、たまたまこの昨年の春以来いろいろの仕事が輻輳いたしまして、ただいまもお話の中にありましたように、たとえば東海の財務局におきましては、四日市の評価の問題も一度に重なりました関係もございまして、多少能率的に無理をさしておるような点につきましては、私どもも

非常に第一線に對してお気の毒に思つておるわけでございます。しかし、ただいまお話しのように、事務のやり方が非常にむだな手数をかけておるといふような点につきましては、率直に一つ反省をいたしまして、改善を加えて参りたいと思ひます。そのために金額の限度を再検討するとかいふふうなことにつきましても、研究をいたしてみたいと考えております。

それからまた異種機械の交換であります。これは実は先般の法律によりまして、交換を促進するといふ御趣旨は非常によくわかりまして、場合によりましては、種類の異なつた機械も、差金の決済の一つの方法として認めるという建前をとつておるのでございまして、一応新しいやり方でもございすので、全国的に行政の統一を保持する必要もございしたので、一応本省の方に稟議をさせておりましたが、これまた一定の基準が確立されまして、ただいま申し上げたような行政の統一保持の見地からも差しつかえないという段階に至りますれば、お示しの通り、第一線に権限を委譲して差しつかえないといふふうな考えでおりますが、ただ、それはある程度時期の問題かと考えておるわけでありまして、御質問の、大体この事務はいつごろまでに終る目途であるかといふ点でございますが、私どもは、まずたいてい少くず化の事務の促進を年度内といふこととてやつておりますが、これはやらずとて参ると思ひます。これと並行いたしまして、交換の事務を極力促進いたしまして、三十一年一ぱい、すなわち本年十二月末までにはぜひとも完了いたしたい、こゝろいう目途に立ちましてやつておる次第であります。

○横山委員 本会議の時間が迫っておりますから、あと簡単にいたしたいと思ひますが、以上申し上げた

よりな事情は、明らかにあなたの方が正確にやうり、あるいはあなたの方が解釈する法律の解釈でやうりというために、非常に遅延を来たしたやうな感じがいたしますが、昨年の奉本委員会

が満場一致で通過させ、付帯決議を添えて、いやしくも中小企業の不利益にならぬやうに、特に念を押してや

つたことがかくまで遅延をいたしましたことについて、私はあなたの方が悪意でやつたとは思ひませんが、しかしこの効果たるや、実にわれわれの付

帯決議に違ふものがあるやうなことを痛感せざるを得ないのです。従つて、この際今いろいろとお答え願ひました

ことが旬月を出ずして実現に移されて、たくさん機械が交換に充てられ

る、しかもこれらの機械が、すみやかに行政措置の改善と相俟つて中小企業

の手に渡るやうに、格別の御配慮を願ひなければなりません。その実情に照

らして、またあらためて本委員会において究明したいと存じます。

最後に先ほど出ました豊川の問題に

関連してお伺ひしたいのですが、豊川市において、豊川の国有地の利用状況

についていろいろの紛糾が今起つてお

ります。聞くところによりますと、自衛隊はあなたの方の許可を受けたとい

つて、豊川市に対して広大な国有地を使用させてもらいたい、弾薬庫に

十五万坪か二十万坪貸してほしい。あ

るいはまた自動車修理工場を建てさ

せてもらいたいという希望を申したよ

うであります。ところが別の方から聞

きますと、あなたの方は、さうな許可を自衛隊に与えたことはないとい

ことをまた得ておられるやうであり

ます。いずれがほんとうであるか、そのことがまず第一であります。

第二番目に、同じく国有地に国鉄の工場があります。これは東海道線の電

化に開通をいたしまして、電車の修理工場として、最近ぐんぐんと伸びる国

鉄の新しい発展に裨益をいたしてお

るのであります。あなたの方は、一括転用の立場からいって、これを国鉄に

売るといふことについて今日まで躊躇をされてきております。しかしなが

ら、年々歳々国鉄がこの場所代、地代を政府に納める金額と、相照らして

みますときには、まことにばかばかしいやうなことであります。かてて加

えて、今後の電化の発展等を考えますならば、国鉄の工場を今からとけとい

つても実際問題としてできるものではあ

りません。この際国鉄の希望もあるやうであります。あるいは市の方も急

をいましておるやうであります。この

国鉄の工場地を国有地から国鉄に充

り払い、こゝに意図があるかないかと

いうことについてお伺ひをいたしたい。

第三には、この自衛隊の問題と関連

をして、豊川市は、豊川市発展のため

に国有地への工場誘致に今必死とな

つておるやうでございます。うゝあ

ります。いろいろな支障がここにあ

るやうであります。その支障の一つに

は、あなたの方の売り払い代金が非

て、積極的にあつたこの国有地に工場を誘致してやつて、そして努力をして

る、協力をしてやるという気があるのかないものか。あるならば、あんな

高い値段のことを言うてはおられないと思ふのであります。その点はいか

がでございませう。以上三点につ

てお伺ひをいたします。

○山手政府委員 自衛隊の現在の使用

地につきましても、それをどういふ

うに使用するかというふうなことは、向うの方にまかしておりますが、新規に弾

薬庫を作る等のことにつきましては、新しい土地について約束を特にした

わけではございません。しかしし

る希望なども聞いておることも事実

でございます。市の方からも、市長さん以下われわれの方にも陳情などが

ございまして、また特に自衛隊の方に約束をしたなどというのではないわけ

であります。

それから国有鉄道の現在の使用地に

つきましては、これは将来も国鉄の方

に使用させまして、東海道線そのほか

いろいろ重要な幹線に密着をいたして

おります。それから、国鉄の新しい勢力に

なるやうに、国鉄の方にまかすつもり

で考えております。

それから今の土地の問題であります

が、私もいろいろ話を聞いております

が、確かに豊川に新しい工場や何かを誘致しようといはしますと、問題が

いろいろ複雑でもあります。地価が

あまり高くするやうなことで市として

ても困るからという話で、いろいろお

話もございします。ただこれは豊川の問

題だけではなしに、各地の工場敷地と

して国有地を払い下げる問題とも関連

がございまして、できれば適正値段

で、国庫の収入もできるだけ多くでき

ますやうに、あるいはまた逆に考え

ますと、そういうところに工場を作り

したものが十二分に採算も合つていき

ますやうに、そのところは適正の価

格をはき出して、御期待に沿うやう

にいたしたいと思つておるわけござ

います。これは豊川だけを特に安く

するとか何とかいうわけにも参らな

いであると思ひます。非常にむず

かしいところでございます。よく研究

をしたいと思ひます。

○横山委員 念のためにも一言だけ

お伺ひをいたします。あなたのお話で

すと、第二番目は、国鉄に売る意思が

あるやうなことでございませう。

それから第一番目の自衛隊の問題に

ついて、自衛隊に十五万坪なり二十万

坪を売るといふ許可を与えた覚えはな

い、こゝろでございませう。

○正政政府委員 それでは、政務次官

のお答えになりましたことに補足を

いたしますが、自衛隊の弾薬庫、これは

売るといふわけではございませう。そ

の管理を、所管を賣るわけではござ

います。その考えは今持つており

ません。その点は先ごろ来、先方

とも連絡をとつております。

それから国有鉄道の関係でござ

います。今政務次官のお答えのあり

ましたやうに、将来ともやつていた

く、すなわち国有鉄道のものにしてい

くやうにたまたま価格の点等につ

折衝をいたしております。

○横山委員 その点についてはわかり

ました。三番目の豊川市が非常に苦

んで、何とかして市の経済をやつて

くために、工場の誘致をしたいとい

ふりに熱望して、あなたの方にまた

たび来ておるやうなものであります。私

の先ほど御質問いたしました三千台と

や矛盾するやうではあります。こ

れはこれ、またそれはそれとして、別

の観点に立つて、なし得ることは、三

千台につきましても、必ずしも豊川に

誘致される工場に適応した機械である

かどうかは疑問であります。従つて三

千台は三千台として、これは、できる

ならば交換用としてすみやかに措置さ

れることは、先ほど要望した通りであ

ります。豊川市があの広大な地域を

すみやかに何かの平和な産業発展のた

めの基礎づけをして、それによつて税

収をあげて市の繁栄を来たしたいとい

う熱望については、あなたの方として

もできる限りの援助をしてやつてもら

いたい、こゝろにふりにお願ひいた

しておきます。

時間あまりございませうから、先

ほど申しましたが、国有機械の交換

い下げについて、この際一段と英断を